

国立天文台サイエンスロードマップ策定委員会規則

令和6年11月14日

国天規則第1号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第2項の規定に基づき、国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に、サイエンスロードマップ策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、国立天文台のサイエンスロードマップを策定することを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 国立天文台第四期科学戦略委員会委員
- 二 国立天文台運営会議から推薦を受けた運営会議委員
- 三 前二号に掲げる者のほか、台長が必要と認めた者

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は令和8年3月31日までとする。ただし、運営会議が必要と認めた場合には、期間を延長することができる。

(委員の決定・委嘱等)

第5条 委員は、台長が決定する。

- 2 委員は、第3条に規定する者のうち国立天文台職員である者については台長が指名し、それ以外の者については台長が委嘱する。
- 3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告する。

(任期)

第6条 委員の任期は、設置期間と同一とする。

- 2 第4条ただし書の規定により設置期間を延長する場合には、改めて委嘱を行うものとし、再任を妨げない。
- 3 第3条第一号又は第二号に基づく委員が国立天文台第四期科学戦略委員会委員又は国立天文台運営会議委員を退任した場合には、同条第三号に基づく委員として留任するものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、台長が指名する。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(開催)

第8条 委員会が必要に応じて開催する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会には、原則として台長が陪席することとする。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年11月14日から施行し、令和6年11月1日から適用する。